

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 2 月 5 日
【計算期間】	第 9 特定期間(自 平成20年 5 月 8 日 至 平成20年11月 5 日)
【ファンド名】	MHAM J - REITアクティブオープン毎月決算コース
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主として国内リートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

500億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	● 国 内	株 式
● 追加型投信	海 外	債 券
	内 外	● 不動産投信
		その他資産
		資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） ●年12回（毎月） 日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
--	--	--	--

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「不動産投信」です。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、不動産投信へ投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

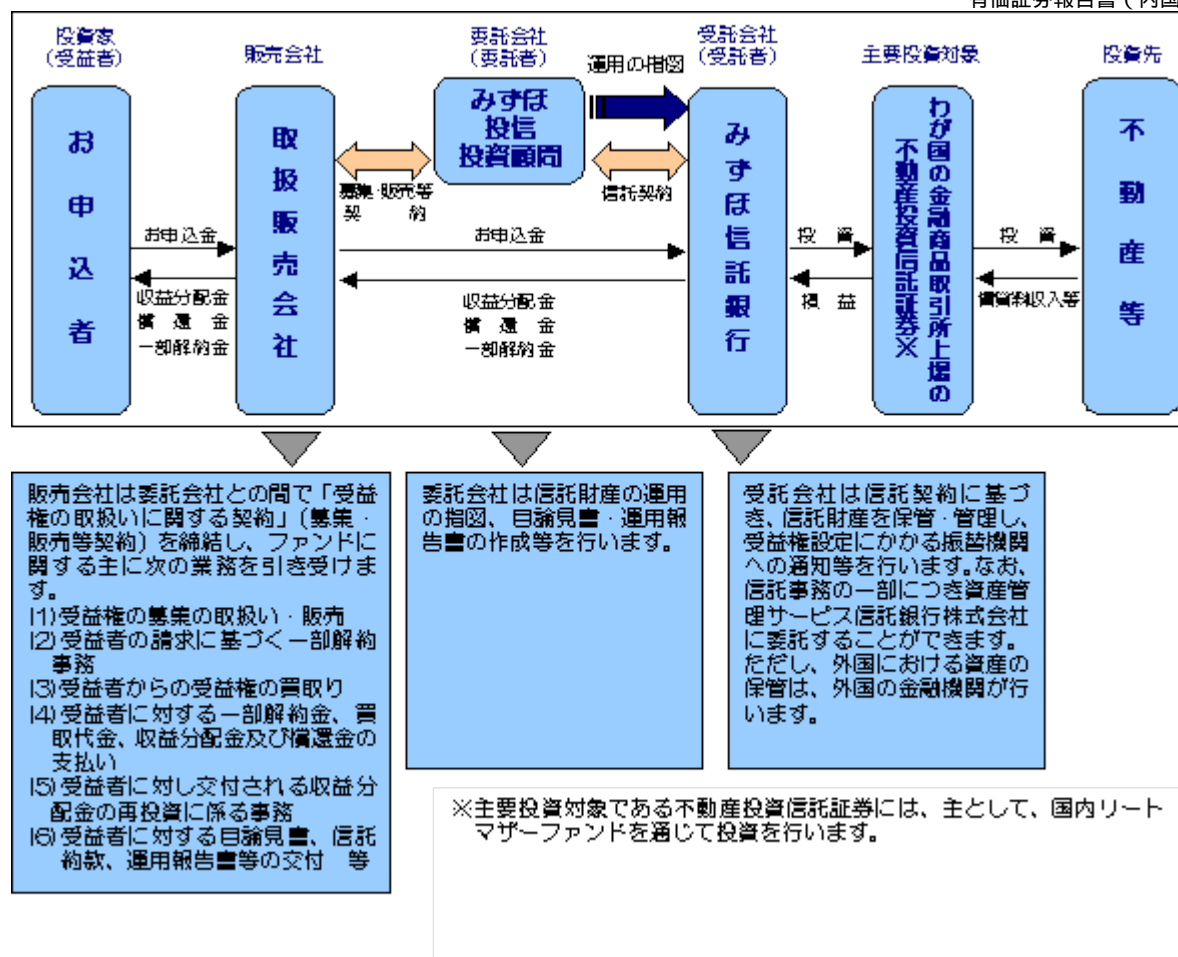
（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、不動産投信（不動産投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（注4）当ファンドのマザーファンド（国内リートマザーファンド）は、ファンド・オブ・ファンズ（社団法人投資信託協会による「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。）の形態で運用を行います。

(2) 【ファンドの仕組み】

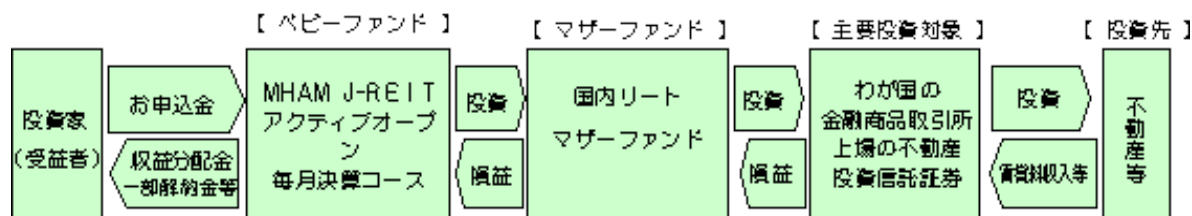
当ファンドの運営の仕組み



ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「国内リートマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成21年1月31日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
 平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
 平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成21年1月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
----	----	-------	----

株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

国内リートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）している不動産投資信託証券（以下「J-REIT」ということがあります。）に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する投資法人の投資証券（投資信託の受益証券を含みます。）とします。（以下同じ。）

不動産市況およびJ-REIT個別銘柄の調査・分析に基づく銘柄選択により、付加価値の獲得を追求します。

J-REITへの実質投資比率は、原則として高位を維持します。

調査・分析においては、不動産業務に関する高度な専門性・ノウハウを有する「みずほ信託銀行」から提供される情報を活用します。

みずほ信託銀行と投資助言契約を締結し、同社より提供される不動産市況およびJ-REITが投資する個別不動産の調査・分析情報を銘柄選択に活用します。

- b．東証REIT指数（配当込み）を運用上のベンチマークとします。

東証REIT指数とは、東京証券取引所に上場しているREIT（不動産投資信託）全銘柄を対象とした時価総額加重平均の指数で、東京証券取引所がTOPIX（東証株価指数）に準じた方法により算出し、終値ベースの指数値（配当込みの指数値を含む）として公表しています。なお、東証REIT指数は株式会社東京証券取引所の知的財産であり、東証REIT指数の算出、数値の公表、利用など東証REIT指数に関する権利は株式会社東京証券取引所が所有しております。

- c．原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

実質的な運用を行うマザーファンドは金融商品取引所に上場している複数のJ-REITへ分散投資します。J-REITは賃貸不動産物件等へ投資し、管理・運営を行います。J-REITは、投資した不動産等から得られる賃貸料収入から諸費用を控除した残りの利益の大部分を分配します。当ファンドはマザーファンド経由で受取ったJ-REITの配当等収益等を中心に受益者へ分配金を支払います。

当ファンドは、原則としてマザーファンド受益証券の組入を高位に保つことにより、マザーファンドの投資成果を忠実に反映させることに努めるものとします。

- d．原則として毎月分配を目指します。

投資するJ-REIT各銘柄から実質的に受取る配当等収益等を中心に、原則として毎月安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、値上がり益などを加えて分配する場合があります。

- e．市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

○J-REITについて

- (1) J-REIT（ジェイ・リート）とは、Japanese Real Estate Investment Trustを略したもので、不動産を中心に運用を行っている日本の不動産投資法人あるいは不動産投資信託を総称して一般的にこう呼んでいます。
- (2) J-REITは、投資家から集めた資金等をもとに、不動産運用等の専門家が主に賃貸料収入が得られるオフィスビルや商業施設、賃貸マンション等の不動産等を購入し、そこから得られた賃貸料収入や購入した不動産等の売却益等を投資家へ分配する仕組みの商品です。
- (3) J-REITは、得られた賃貸料収入等の利益から不動産の維持・管理費用等を控除した残りの利益の90%超を投資家へ分配する等の一定の要件を満たすことにより、実質的に法人税が非課税となるため、魅力的な分配が期待できます。
- (4) J-REITには、一般に1.安定した分配金、相対的に高い利回り 2.インフレに強い 3.分散投資効果が期待できる 4.金融商品取引所等に上場しているため流動性がある、等の魅力があります。

平成21年2月5日現在、ファンドが純資産総額の10%を超えて投資する可能性があるとは判断している不動産投資信託証券の銘柄の内容は、次の通りです。

なお、投資対象銘柄の合併等の異動、時価総額の変動、または今後のファンドにおける投資判断等によっては、次に掲げる銘柄が変更となる場合があります。

ファンドが投資する不動産投資信託証券の銘柄は、金融商品取引所に上場しているものとしています。詳しい内容は、当該上場不動産投資信託証券の開示資料等をご参照ください。

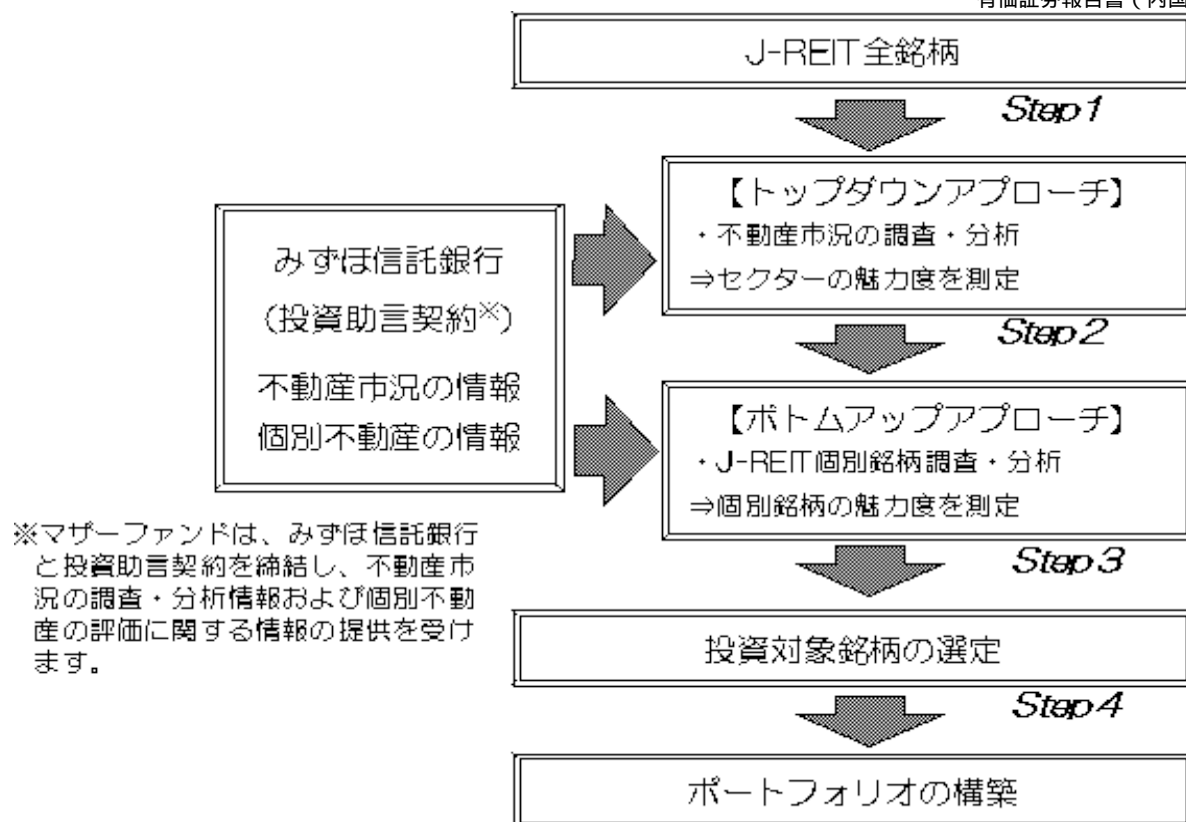
投資対象ファンドの名称	日本ビルファンド投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当投資法人は、主として東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資をすることによって、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
委託会社（資産運用会社） の名称	日本ビルファンドマネジメント株式会社

投資対象ファンドの名称	ジャパンリアルエステイト投資法人
運用の基本方針・ 主要な投資対象	当投資法人は、主として「不動産等」及び「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」の特定資産に投資し、中長期の安定運用を目標とします。
委託会社（資産運用会社） の名称	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、国内リートマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の投資プロセスにより運用を行います。

<マザーファンドの投資プロセス>



Step1：J-REITの全銘柄を調査対象銘柄とします。

ただし、信用リスクおよび流動性リスクが高いと判断される銘柄は除外する場合があります。

Step2：トップダウンアプローチによる調査・分析を実施します。独自の实体经济および内外金融・市場分析とみずほ信託銀行から提供される不動産市況情報をもとに市況サイクル、賃貸料・空室率・需給動向等を調査・分析し、オフィスビル、商業施設等の物件タイプ（セクター）の魅力度を測定します。

Step3：ボトムアップアプローチによる調査・分析を実施します。Step2を踏まえたうえで、みずほ信託銀行より提供されるJ-REIT個別銘柄が投資する個別の不動産の情報等を活用し、主にJ-REIT各個別銘柄の運営状況・戦略等の定性分析並びに保有物件・新規取得物件の成長力分析、バランスシート分析およびバリュエーション分析を実施します。ここでは、J-REITの個別銘柄の魅力度を測定し、投資対象銘柄を選定します。

Step4：長期的な配当（分配）および資産価値の成長性、ならびにJ-REIT価格の割安性を重視した銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。

<参考> みずほ信託銀行の不動産業務について

● 専門家数（平成20年4月1日時点）

不動産鑑定士および鑑定士補	95名	マンション管理士	33名
宅地建物取引主任者	1,917名	ビル経営管理士	10名
1級建築士	35名	不動産コンサルティング [*] 技能試験合格者数	55名

● 仲介実績

仲介取扱高 11,768億円（平成19年4月から平成20年3月まで、みずほ信託銀行調べ）

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める

ものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．金銭債権
- c．約束手形（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

- a．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、みずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社とする国内リートマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパー
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期証券等を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

- 1．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
- 2．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
- 3．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
- 4．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
- 5．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成20年12月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第1計算期から第3計算期までは、収益分配を行いません。第4計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、分配対象収益の範囲のうち、原則として配当等収益等を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託会社が決定します。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、前記安定分配相当額のほか、分配対象収益の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3. 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

○ 約款で定める投資制限

投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用制限)

投資信託証券への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

同一銘柄の投資信託証券（約款第23条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

株式(約款 運用の基本方針 運用制限)

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用制限)

外貨建資産への投資は行いません。

公社債（約款第21条）

公社債への投資は、短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

公社債の借入れ（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第31条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として国内リートマザーファンド受益証券への投資を通じて不動産投資信託証券などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う不動産投資信託証券等への投資により発生します。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、REITの市場価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資するJ-REITの市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

J-REITの市場価格は、市場における需給関係（売り注文と買い注文のバランス）により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、J-REITの財務状況や収益状況、J-REITの保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つである、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、J-REITの市場価格を下落させる要因となり得ます。

J-REITの分配金は、保有する不動産等の賃貸料の下落、テナントの解約に伴う空室の発生による賃料収入の減少および投資対象不動産に関する費用の増大等により減少することがあり、この場合J-REITの価格が下落する可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資するJ-REITの流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、当ファンドが投資するJ-REITが金融商品取引所の上場廃止基準に抵触するなどして上場廃止となるような事態が生じた場合には、取引が著しく困難になることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。以上に付け加えて、当ファンドが投資するJ-REITは、上場市場を通じて売買されるため、一般に不動産に直接投資する場合に比べて流動性が高いとされていますが、これは投資家がJ-REITに投資を行う段階での流動性のことであり、J-REITが不動産への投資を行う段階では、より高い流動性リスクを伴う投資が行われています。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価値が下落するリスクをいいます。

一般にREITでは、資金の借入れ（債券の発行によるものを含む。）を行った上で、当該借入金による不動産等への投資を行うことができます。当ファンドが投資するJ-REITが資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該J-REITの利益を減少させることがあり、当ファンドの基準価額を下落させる要因、あるいは当ファンドの分配金の水準を低下させる要因となる可能性があります。また、金利変動は、J-REIT・株式・債券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動によりJ-REIT市場と株式市場、あるいはJ-REIT市場と債券市場の間で資金移動が起こる場合があります。その場合、金利変動は、広くJ-REIT全般の市場価格に影響を及ぼします。

信用リスク

信用リスクとは、借入金（債券の発行によるものを含む。）の利息の支払いや元金の返済が予め決められた条件で行われない（債務不履行）リスクをいいます。

一般に、企業に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該企業が発行する債券の価格や当該企業の株価が下落する要因となります。同様に、当ファンドが投資するJ-REITに債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、一般に、当該J-REITの市場価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、REIT（不動産投資法人）には、一般の企業と同様に倒産の可能性があります。当ファンドが投資するJ-REITが法的倒産手続きを開始した場合には、その市場価格が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

REITの形態には、「会社型」と「契約型」があり、会社型のREITを「不動産投資法人」といいます。

その他留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に対し、販売会社が別に定める率（以下、「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とします。平成21年2月5日現在における手数料率の上限は2.625%（税抜2.5%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[平日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

上記にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税抜1%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、販売会社毎の純資産総額に対し、以下の通りとします。

販売会社毎の 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円 未満の部分	0.55125% (税抜0.525%)	0.44625% (税抜0.425%)	0.0525% (税抜0.05%)
200億円 未満の部分	0.525% (税抜0.5%)	0.4725% (税抜0.45%)	
300億円 未満の部分	0.49875% (税抜0.475%)	0.49875% (税抜0.475%)	
300億円 以上の部分	0.462% (税抜0.44%)	0.5355% (税抜0.51%)	

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担しています。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、当ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、当ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。

なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体（不動産投資法人）の収益から支弁され、当該不動産

投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、当ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

以上の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する場合には、信託財産留保額（解約請求受付日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）と申告分離課税（平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することもできます。

平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託など、以下同じ。）にかかる配当所得（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）を含めた合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%の税率（所得税15%および地方税5%）が適用されます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。その税率は平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。また、平成23年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。

平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収口座）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額

については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率 による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

平成21年4月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は以下のようになります。

- 1．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

- 1．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご覧ください。)

上記の内容は平成20年12月31日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成20年12月19日現在）

資産の種類		国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(国内リートマザーファンド)	日本	2,495,049,724	98.95
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	26,385,007	1.04
合 計（純資産総額）		—	2,521,434,731	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）国内リートマザーファンド

資産の種類		国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資証券	日本	14,730,126,700	95.55
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	685,297,637	4.44
合 計（純資産総額）		—	15,415,424,337	100.00

(2) 【投資資産】(平成20年12月19日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	国内リートマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	2,454,791,150	0.8277	2,031,830,635	1.0164	2,495,049,724	98.95

(参考) 国内リートマザーファンド

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人	投資証券	日本	3,278	951,308	3,118,390,639	1,009,000	3,307,502,000	21.45
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券	日本	2,619	855,152	2,239,644,345	875,000	2,291,625,000	14.86
3	野村不動産オフィスファンド投資法人	投資証券	日本	1,948	606,541	1,181,542,082	603,000	1,174,644,000	7.61
4	森トラスト総合リート投資法人	投資証券	日本	914	774,338	707,745,423	782,000	714,748,000	4.63
5	グローバル・ワン不動産投資法人	投資証券	日本	939	801,000	752,139,000	750,000	704,250,000	4.56
6	オリックス不動産投資法人	投資証券	日本	1,608	505,000	812,040,000	418,000	672,144,000	4.36
7	日本プライムリアルティ投資法人	投資証券	日本	2,599	199,900	519,540,100	241,800	628,438,200	4.07
8	日本リテールファンド投資法人	投資証券	日本	1,473	360,000	530,280,000	405,000	596,565,000	3.86
9	日本ロジスティクスファンド投資法人	投資証券	日本	1,062	588,061	624,520,973	554,000	588,348,000	3.81
10	フロンティア不動産投資法人	投資証券	日本	930	490,000	455,700,000	545,000	506,850,000	3.28
11	東急リアル・エステート投資法人	投資証券	日本	937	596,000	558,452,000	534,000	500,358,000	3.24
12	トップリート投資法人	投資証券	日本	1,599	267,161	427,190,649	298,700	477,621,300	3.09
13	ジャパンエクセレント投資法人	投資証券	日本	1,239	345,977	428,665,676	385,000	477,015,000	3.09
14	ユナイテッド・アーバン投資法人	投資証券	日本	1,314	318,000	417,852,000	353,000	463,842,000	3.00
15	ケネディクス不動産投資法人	投資証券	日本	1,676	143,690	240,825,999	257,300	431,234,800	2.79
16	プレミア投資法人	投資証券	日本	1,083	191,121	206,984,692	293,200	317,535,600	2.05
17	福岡リート投資法人	投資証券	日本	664	367,513	244,029,065	366,000	243,024,000	1.57
18	日本アコモデーションファンド投資法人	投資証券	日本	398	440,214	175,205,378	380,000	151,240,000	0.98

19	阪急リート投資法人	投資証券	日本	345	415,000	143,175,000	416,000	143,520,000	0.93
20	森ヒルズリート投資法人	投資証券	日本	404	289,000	116,756,000	280,700	113,402,800	0.73
21	日本ホテルファンド投資法人	投資証券	日本	623	100,200	62,424,600	175,000	109,025,000	0.70
22	野村不動産レジデンシャル投資法人	投資証券	日本	210	395,000	82,950,000	300,000	63,000,000	0.40
23	ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	投資証券	日本	406	128,800	52,292,800	109,000	44,254,000	0.28
24	産業ファンド投資法人	投資証券	日本	35	266,000	9,310,000	284,000	9,940,000	0.06

[次へ](#)

投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	98.95
合 計		98.95

（参考）国内リートマザーファンド

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	投資証券	95.55
合 計		95.55

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月19日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成16年11月5日	582	583	1.1764	1.1794
第2特定期間	平成17年5月6日	3,220	3,228	1.2191	1.2221
第3特定期間	平成17年11月7日	6,355	6,373	1.2599	1.2634
第4特定期間	平成18年5月8日	5,828	5,845	1.4462	1.4502
第5特定期間	平成18年11月6日	5,598	5,613	1.4526	1.4566
第6特定期間	平成19年5月7日	7,532	7,550	2.1413	2.1463
第7特定期間	平成19年11月5日	4,984	4,998	1.2025	1.2060
第8特定期間	平成20年5月7日	4,291	4,306	0.9880	0.9915
第9特定期間	平成20年11月5日	2,443	2,457	0.5971	0.6006
	平成19年12月末日	4,932	—	1.1471	—
	平成20年1月末日	4,138	—	0.9667	—
	平成20年2月末日	4,126	—	0.9599	—
	平成20年3月末日	3,931	—	0.9112	—
	平成20年4月末日	4,065	—	0.9380	—
	平成20年5月末日	4,195	—	0.9646	—
	平成20年6月末日	3,860	—	0.8870	—
	平成20年7月末日	3,680	—	0.8552	—
	平成20年8月末日	3,452	—	0.8104	—
	平成20年9月末日	3,005	—	0.7217	—
	平成20年10月末日	2,380	—	0.5835	—
	平成20年11月末日	2,386	—	0.5824	—
	平成20年12月19日	2,521	—	0.6184	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0060
第2特定期間	0.0180
第3特定期間	0.0210
第4特定期間	0.0215

第5特定期間	0.0240
第6特定期間	0.0290
第7特定期間	0.4760
第8特定期間	0.0775
第9特定期間	0.0210

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	18.24
第2特定期間	5.16
第3特定期間	5.07
第4特定期間	16.49
第5特定期間	2.10
第6特定期間	49.41
第7特定期間	21.61
第8特定期間	11.39
第9特定期間	37.44

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成16年6月4日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「J-REITアクティブオープン毎月決算コース」から「MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コース」に変更

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時(金融商品取引所(証券取引所)が半日取引日の場合は午前11時)までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (4) 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 取得申込者の取得申込金額および申込総額が多額な場合、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、そ

の他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、1口単位または1万口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては独自に解約単位を設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付については、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。また、大口の解約のお申込みの受付について、委託会社の判断により一定の制限を設ける場合があります。
- (7) 一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控

除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

上場不動産投資信託証券：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「物件毎月」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成16年6月4日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年6月4日から平成16年7月5日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.から前記d.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することが

できます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月経過毎(原則として5月と11月)および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財

産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ、受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期特定期間（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）および当期特定期間（平成20年5月8日から平成20年11月5日まで）の財務諸表についてはあずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

MHAM J - REITアクティブオープン毎月決算コース

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期特定期間 (平成20年 5 月 7 日現在)	当期特定期間 (平成20年11月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,364,617	49,848,510
親投資信託受益証券	4,270,395,139	2,411,837,742
未収利息	664	427
流動資産合計	4,317,760,420	2,461,686,679
資産合計	4,317,760,420	2,461,686,679
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,201,629	14,322,493
未払解約金	7,728,513	1,947,196
未払受託者報酬	177,667	96,809
未払委託者報酬	3,375,670	1,839,349
その他未払費用	14,203	7,733
流動負債合計	26,497,682	18,213,580
負債合計	26,497,682	18,213,580
純資産の部		
元本等		
元本	4,343,322,710	4,092,141,010
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,059,972	1,648,667,911
（分配準備積立金）	249,834,996	205,711,678
元本等合計	4,291,262,738	2,443,473,099
純資産合計	4,291,262,738	2,443,473,099
負債純資産合計	4,317,760,420	2,461,686,679

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成19年11月 6 日 至 平成20年 5 月 7 日)	当期特定期間 (自 平成20年 5 月 8 日 至 平成20年11月 5 日)
営業収益		
受取利息	85,499	89,511
有価証券売買等損益	572,253,221	1,560,691,745
営業収益合計	572,167,722	1,560,602,234
営業費用		
受託者報酬	1,153,524	898,125
委託者報酬	21,916,857	17,064,373
その他費用	92,221	71,789
営業費用合計	23,162,602	18,034,287
営業利益又は営業損失（ ）	595,330,324	1,578,636,521
経常利益又は経常損失（ ）	595,330,324	1,578,636,521
当期純利益又は当期純損失（ ）	595,330,324	1,578,636,521
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	21,792,523	9,002,536
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	839,235,317	52,059,972
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,174,442	102,643,591
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,700,780	102,643,591
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,473,662	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,583,837	40,353,967
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,092,498	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,491,339	40,353,967
分配金	326,348,093	89,263,578
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,059,972	1,648,667,911

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期特定期間 自 平成19年11月 6 日 至 平成20年 5 月 7 日	当期特定期間 自 平成20年 5 月 8 日 至 平成20年11月 5 日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券につきましては移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	同左
2. 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	同左
3. 特定期間	本財務諸表に係るファンドの特定期間は、当期特定期間末が休日のため、平成19年11月 6 日から平成20年 5 月 7 日までとなっております。	本財務諸表に係るファンドの特定期間は、前期特定期間末が休日のため、平成20年 5 月 8 日から平成20年11月 5 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期特定期間 (平成20年 5 月 7 日現在)	当期特定期間 (平成20年11月 5 日現在)
1. 担保資産	該当事項はありません。	該当事項はありません。
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,343,322,710口	4,092,141,010口
3. 元本の欠損	52,059,972円	1,648,667,911円
4. 一単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9880円 (9,880円)	0.5971円 (5,971円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期特定期間 自 平成19年11月 6 日 至 平成20年 5 月 7 日			当期特定期間 自 平成20年 5 月 8 日 至 平成20年11月 5 日		
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。			1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 該当事項はありません。		
2. 分配金の計算過程 (自 平成19年11月 6 日 至 平成19年12月 5 日) 信託約款に基づき計算した分配可能額 2,791,295,884円(経費4,247,402円控除後) より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び市況動向等を勘案した結果、当期は 250,810,332円(1万口当り600円)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 (自 平成20年 5 月 8 日 至 平成20年 6 月 5 日) 信託約款に基づき計算した分配可能額 2,658,146,026円(経費3,484,388円控除後) より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び市況動向等を勘案した結果、当期は 15,251,589円(1万口当り35円)を分配金額としております。		
	金額(円)	1万口当り(円)		金額(円)	1万口当り(円)
A. 配当等収益	12,994,880	31.08	A. 配当等収益	9,528,289	21.86
B. 有価証券売買等 損益	-	-	B. 有価証券売買等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,269,757,234	5,429.81	C. 収益調整金	2,401,169,102	5,510.30

D. 分配準備積立金	508,543,770	1,216.55
分配可能額	2,791,295,884	6,677.44

（自 平成19年12月6日 至 平成20年1月7日）
 信託約款に基づき計算した分配可能額
 2,640,440,014円（経費4,676,142円控除後）
 より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
 市況動向等を勘案した結果、当期は15,111,050
 円(1万口当り35円)を分配金額としておりま
 す。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	15,592,174	36.11
B. 有価証券売買 等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,356,726,187	5,458.61
D. 分配準備積立 金	268,121,653	621.01
分配可能額	2,640,440,014	6,115.73

（自 平成20年1月8日 至 平成20年2月5日）
 信託約款に基づき計算した分配可能額
 2,613,266,781円（経費3,575,258円控除後）
 より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
 市況動向等を勘案した結果、当期は15,016,054
 円(1万口当り35円)を分配金額としておりま
 す。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	3,940,483	9.18
B. 有価証券売買 等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,347,606,462	5,471.89
D. 分配準備積立 金	261,719,836	610.01
分配可能額	2,613,266,781	6,091.08

（自 平成20年2月6日 至 平成20年3月5日）
 信託約款に基づき計算した分配可能額
 2,618,529,242円（経費3,451,332円控除後）
 より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
 市況動向等を勘案した結果、当期は15,067,651
 円(1万口当り35円)を分配金額としておりま
 す。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	10,955,215	25.44

D. 分配準備積立金	247,448,635	567.85
分配可能額	2,658,146,026	6,100.01

（自 平成20年6月6日 至 平成20年7月7日）
 信託約款に基づき計算した分配可能額
 2,653,154,997円（経費3,584,314円控除後）
 より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
 市況動向等を勘案した結果、当期は
 15,207,245円(1万口当り35円)を分配金額と
 しております。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	17,726,496	40.79
B. 有価証券売買 等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,395,991,712	5,514.45
D. 分配準備積立 金	239,436,789	551.06
分配可能額	2,653,154,997	6,106.30

（自 平成20年7月8日 至 平成20年8月5日）
 信託約款に基づき計算した分配可能額
 2,616,008,098円（経費3,096,213円控除後）
 より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
 市況動向等を勘案した結果、当期は
 15,057,705円(1万口当り35円)を分配金額と
 しております。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	3,792,372	8.81
B. 有価証券売買 等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,373,917,879	5,517.91
D. 分配準備積立 金	238,297,847	553.88
分配可能額	2,616,008,098	6,080.60

（自 平成20年8月6日 至 平成20年9月5日）
 信託約款に基づき計算した分配可能額
 2,580,998,973円（経費3,102,335円控除後）
 より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
 市況動向等を勘案した結果、当期は
 14,874,438円(1万口当り35円)を分配金額と
 しております。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	11,438,680	26.92

B. 有価証券売買等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,359,875,150	5,481.65
D. 分配準備積立金	247,698,877	575.36
分配可能額	2,618,529,242	6,082.45

（自 平成20年3月6日 至 平成20年4月7日）

信託約款に基づき計算した分配可能額
2,641,661,813円（経費3,644,928円控除後）
より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
市況動向等を勘案した結果、当期は15,141,377
円(1万口当り35円)を分配金額としておりま
す。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	24,851,382	57.44
B. 有価証券売買等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,376,935,860	5,494.39
D. 分配準備積立金	239,874,571	554.47
分配可能額	2,641,661,813	6,106.30

（自 平成20年4月8日 至 平成20年5月7日）

信託約款に基づき計算した分配可能額
2,654,839,120円（経費3,567,540円控除後）
より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
市況動向等を勘案した結果、当期は15,201,629
円(1万口当り35円)を分配金額としておりま
す。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	17,506,322	40.30
B. 有価証券売買等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,389,802,495	5,502.24
D. 分配準備積立金	247,530,303	569.90
分配可能額	2,654,839,120	6,112.44

B. 有価証券売買等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,346,784,094	5,522.05
D. 分配準備積立金	222,776,199	524.19
分配可能額	2,580,998,973	6,073.16

（自 平成20年9月6日 至 平成20年10月6日）

信託約款に基づき計算した分配可能額
2,523,122,311円（経費2,823,146円控除後）
より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
市況動向等を勘案した結果、当期は
14,550,108円(1万口当り35円)を分配金額と
しております。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	12,753,295	30.68
B. 有価証券売買等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,296,728,512	5,524.73
D. 分配準備積立金	213,640,504	513.90
分配可能額	2,523,122,311	6,069.31

（自 平成20年10月7日 至 平成20年11月5日）

信託約款に基づき計算した分配可能額
2,483,207,007円（経費1,943,891円控除後）
より、収益分配方針に基づき基準価額水準及び
市況動向等を勘案した結果、当期は
14,322,493円(1万口当り35円)を分配金額と
しております。

	金額（円）	1万口当り （円）
A. 配当等収益	13,607,951	33.25
B. 有価証券売買等 損益	-	-
C. 収益調整金	2,263,172,836	5,530.53
D. 分配準備積立金	206,426,220	504.43
分配可能額	2,483,207,007	6,068.21

（有価証券関係に関する注記）

前期特定期間（自 平成19年11月6日 至 平成20年5月7日）

（1）売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額（円）	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,270,395,139	61,853,925
合計	4,270,395,139	61,853,925

当期特定期間（自 平成20年 5 月 8 日 至 平成20年11月 5 日）

（１）売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額（円）	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,411,837,742	34,593,290
合計	2,411,837,742	34,593,290

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

区分	前期特定期間 （平成20年 5 月 7 日現在）	当期特定期間 （平成20年11月 5 日現在）
1. 期首元本額	4,144,767,543円	4,343,322,710円
期中追加設定元本額	583,146,568円	212,943,782円
期中一部解約元本額	384,591,401円	464,125,482円

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（平成20年11月 5 日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額 ／口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内リートマザーファンド		2,477,491,261	2,411,837,742	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	1 98.7%	2,477,491,261	2,411,837,742 100.0%	
	小計				2,411,837,742	
株式以外計					2,411,837,742	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

該当事項はありません。

通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「国内リートマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区分	（平成20年11月5日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	314,132,829
投資証券	14,093,130,500
未収配当金	256,612,496
未収利息	2,692
流動資産合計	14,663,878,517
資産合計	14,663,878,517
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	15,062,846,247
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	398,967,730
元本等合計	14,663,878,517
純資産合計	14,663,878,517
負債純資産合計	14,663,878,517

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成20年5月8日 至 平成20年11月5日
----	-----------------------------

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券につきましては移動平均法に基づき以下の通り原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）により評価しております。
2. 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成20年11月5日現在）
1. 担保資産	該当事項はありません。
2. 計算期間末日における受益権の総数	15,062,846,247口
3. 元本の欠損	398,967,730円
4. 一単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9735円 (9,735円)

（有価証券関係に関する注記）

（自 平成20年5月8日 至 平成20年11月5日）

1. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	14,093,130,500	9,969,935,736
合計	14,093,130,500	9,969,935,736

（その他の注記）

元本の移動に関する注記

区分	（平成20年11月5日現在）
1. 期首元本額（平成20年5月7日）	13,525,995,910円
期中追加設定元本額（自平成20年5月8日 至平成20年11月5日）	2,045,515,725円
期中一部解約元本額（自平成20年5月8日 至平成20年11月5日）	508,665,388円
期末における元本 （内訳）	15,062,846,247円
MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コース	2,477,491,261円
MHAM J-REITアクティブファンド＜DC年金＞	390,605,111円
MHAM世界リートファンド（ファンドラップ）	16,800,494円
世界8資産ファンド 安定コース	2,190,240,176円
世界8資産ファンド 分配コース	8,251,212,678円
世界8資産ファンド 成長コース	1,689,679,916円
MHAM私募世界8資産ファンド・外債重視型（適格機関投資家専用）	46,816,611円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

（平成20年11月5日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額 / 口数	評価額	備考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券		378	166,698,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券		404	116,756,000	
		野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券		210	82,950,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券		35	9,310,000	
		日本ビルファンド投資法人 投資証券		3,328	3,171,584,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券		2,669	2,284,664,000	
		日本リテールファンド投資法人 投資証券		1,473	530,280,000	
		オリックス不動産投資法人 投資証券		1,608	812,040,000	
		日本プライムリアルティ投資法人 投資証券		2,599	519,540,100	
		プレミアム投資法人 投資証券		1,048	200,692,000	
		東急リアル・エステート投資法人 投資証券		937	558,452,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券		979	784,179,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券		1,888	1,151,680,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券		1,314	417,852,000	
		森トラスト総合リート投資法人 投資証券		894	692,850,000	
		フロンティア不動産投資法人 投資証券		965	472,850,000	
		日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券		1,052	618,576,000	
		福岡リート投資法人 投資証券		644	236,992,000	
		ケネディクス不動産投資法人 投資証券		1,606	230,461,000	
		阪急リート投資法人 投資証券		345	143,175,000	
		ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 投資証券		406	52,292,800	
		トップリート投資法人 投資証券		1,479	396,372,000	
		日本ホテルファンド投資法人 投資証券		623	62,424,600	
		ジャパンエクセレント投資法人 投資証券		1,119	380,460,000	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	24 96.1%	28,003	14,093,130,500 100.0%	
	小計				14,093,130,500	
株式以外計					14,093,130,500	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

該当事項はありません。

通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年12月19日現在）

資産総額（円）	2,525,390,934
負債総額（円）	3,956,203
純資産総額（ - ）（円）	2,521,434,731
発行済口数（口）	4,077,328,531
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.6184

（参考）国内リートマザーファンド

資産総額（円）	15,415,424,337
負債総額（円）	—
純資産総額（ - ）（円）	15,415,424,337
発行済口数（口）	15,166,541,022
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.0164

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	510,238,146	15,290,670	494,947,476
第2特定期間	2,281,910,783	135,400,594	2,641,457,665
第3特定期間	3,573,448,696	1,170,360,443	5,044,545,918
第4特定期間	699,777,221	1,713,721,045	4,030,602,094
第5特定期間	487,994,974	664,732,991	3,853,864,077
第6特定期間	1,164,071,445	1,500,043,908	3,517,891,614
第7特定期間	1,579,210,976	952,335,047	4,144,767,543
第8特定期間	583,146,568	384,591,401	4,343,322,710
第9特定期間	212,943,782	464,125,482	4,092,141,010

（注）第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年 1 月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年 1 月31日現在)

会社の組織図

a 運用の基本計画決定に関する会議

38/72

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成20年12月19日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	17	311,602,445,192
追加型株式投資信託	195	1,261,464,131,454
追加型金銭信託受益権投資信託	12	23,334,752,033
単位型株式投資信託	60	153,379,382,551
合計	284	1,749,780,711,230

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金		1,459		625	
2 預金		12,725,340		7,065,880	
3 有価証券		492,700		11,992,744	
4 支払委託金					
支払委託分配金		99		-	
5 前払費用		34,220		105,790	
6 未収入金		-		5,454	
7 未収委託者報酬		1,654,756		2,310,464	
8 未収投資顧問料		42,052		-	
9 未収運用受託報酬		-		491,894	
10 繰延税金資産		151,530		221,401	
11 その他流動資産		117,042		153,475	
12 貸倒引当金		1,018		1,401	
流動資産合計		15,218,183	70.2	22,346,330	85.1
固定資産					
1 有形固定資産	1				
(1) 建物		91,317		299,699	
(2) 器具備品		76,955		202,763	
(3) 土地		15,777		-	
有形固定資産合計		184,049	0.8	502,463	1.9
2 無形固定資産	1				

(1) 電話加入権			12,747			12,747	
(2) ソフトウェア			80			20,840	
(3) その他無形固定資産			82			477	
無形固定資産合計			12,909	0.1		34,064	0.1
3 投資その他の資産	2						
(1) 投資有価証券			5,142,592			2,649,681	
(2) 長期差入保証金			1,102,738			578,457	
(3) 会員権			15,500			19,500	
(4) 繰延税金資産			-			117,433	
(5) その他			1,000			4,200	
投資その他の資産合計			6,261,830	28.9		3,369,271	12.9
固定資産合計			6,458,789	29.8		3,905,799	14.9
資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 預り金			400,866			25,271	
2 未払金							
(1) 未払収益分配金		2,489			2,498		
(2) 未払償還金		141,323			82,809		
(3) 未払手数料		704,508			1,000,605		
(4) その他未払金		30,111	878,433		25,942	1,111,857	
3 未払費用			590,913			1,294,253	
4 未払法人税等			611,610			622,172	
5 未払消費税等			82,511			136,087	
6 前受収益			3,133			-	
7 賞与引当金			162,000			330,000	
流動負債合計			2,729,468	12.6		3,519,641	13.4
固定負債							
1 長期未払金			30,192			14,667	
2 繰延税金負債			174,224			-	
3 退職給付引当金			51,914			78,809	
4 役員退職慰労引当金			34,947			71,728	
5 リ - ス資産減損勘定			24,465			-	
6 その他固定負債			1,960			-	
固定負債合計			317,703	1.5		165,204	0.6
負債合計			3,047,171	14.1		3,684,845	14.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(純資産の部)							

株主資本							
1 資本金			2,045,600	9.4		2,045,600	7.8
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,266,400			2,266,400		
(2) その他資本剰余金		-			2,450,074		
資本剰余金合計			2,266,400	10.5		4,716,474	18.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		128,584			128,584		
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		104,600			104,600		
退職慰労積立金		100,000			100,000		
別途積立金		9,800,000			9,800,000		
繰越利益剰余金		4,463,878			5,677,723		
利益剰余金合計			14,597,062	67.3		15,810,907	60.2
4 自己株式			720,201	3.3		-	-
株主資本合計			18,188,861	83.9		22,572,982	86.0
評価・換算差額等							
1 その他有価証券							
評価差額金			440,940	2.0		5,698	0.0
評価・換算差額等合計			440,940	2.0		5,698	0.0
純資産合計			18,629,801	85.9		22,567,284	86.0
負債・純資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益							
1 委託者報酬		10,208,656			19,457,777		
2 投資顧問料		997,505			-		
3 運用受託報酬		-			2,416,074		
4 その他営業収益		305	11,206,468	100.0	990	21,874,842	100.0
営業費用							
1 支払手数料			4,375,085			8,694,634	
2 広告宣伝費			267,083			506,498	
3 公告費			14,618			4,648	
4 受益証券発行費			29,437			-	
5 調査費							
(1) 調査費		280,605			674,590		
(2) 委託調査費		1,724,334			4,020,211		
(3) 図書費		5,260	2,010,200		7,947	4,702,750	
6 委託計算費			133,025			238,758	
7 営業雑経費							
(1) 通信費		53,902			70,397		
(2) 印刷費		160,569			241,701		
(3) 協会費		11,360			15,284		

(4) 諸会費		2,426			3,122		
(5) その他		38,624	266,882		71,874	402,381	
営業費用計			7,096,333	63.3		14,549,671	66.5
一般管理費							
1 給料							
(1) 役員報酬	1	60,718			117,432		
(2) 給料手当		1,059,522			1,887,640		
(3) 賞与		153,061	1,273,302		324,158	2,329,231	
2 交際費			617			775	
3 旅費交通費			56,621			114,064	
4 租税公課			38,053			99,402	
5 不動産賃借料			282,872			471,669	
6 退職給付費用			74,891			108,459	
7 福利厚生費			166,917			297,547	
8 貸倒引当金繰入			-			383	
9 賞与引当金繰入			162,000			300,575	
10 役員退職慰労引当金繰入			5,498			32,114	
11 固定資産減価償却費			42,935			115,621	
12 諸経費			206,666			417,678	
一般管理費計			2,310,374	20.6		4,287,523	19.6
営業利益			1,799,760	16.1		3,037,647	13.9

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益					
1 受取配当金		49,060		20,969	
2 有価証券利息		173		43,685	
3 受取利息		5,307		18,805	
4 有価証券償還益		35,512		601,092	
5 時効到来償還金等		179,155		77,733	
6 雑収入		29,324		31,780	
営業外収益計		298,534	2.6	794,067	3.6
営業外費用					
1 時効到来償還金等払戻損		6,334		2,632	
2 有価証券解約損		-		20,510	
3 有価証券償還損		7,067		-	
4 ヘッジ会計に係る損失		27,199		-	
5 雑損失		6,892		4,527	
営業外費用計		47,494	0.4	27,670	0.1
経常利益		2,050,800	18.3	3,804,044	17.4
特別利益					
1 投資有価証券売却益		59,929		-	
2 会員権売却益		3,600		-	
特別利益計		63,529	0.6	-	-
特別損失					
1 投資有価証券売却損		1,500		-	
2 基準価額相違に伴う費用		304,871		-	
3 減損損失	2	147,008		80,910	

4 合併準備費用		7,000		-	
5 合併関連費用		-		836,999	
6 ゴルフ会員権評価損		-		4,000	
特別損失計		460,380	4.1	921,909	4.2
税引前当期純利益		1,653,950	14.8	2,882,134	13.2
法人税等		727,224	6.5	-	-
法人税、住民税及び 事業税		-	-	1,171,403	5.3
法人税等調整額		88,928	0.8	10,164	0.0
当期純利益		1,015,654	9.1	1,720,894	7.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	2,045,600
	当期末残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
資本剰余金合計	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	128,584
	当期末残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	104,600
	当期末残高	104,600
退職慰労積立金	前期末残高	100,000
	当期末残高	100,000
別途積立金	前期末残高	9,800,000
	当期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高	3,802,041
	当期変動額	剰余金の配当 353,817 当期純利益 1,015,654
	当期末残高	4,463,878
利益剰余金合計	前期末残高	13,935,225
	当期変動額	661,836
	当期末残高	14,597,062
自己株式	前期末残高	17,081
	当期変動額	自己株式の取得 703,120
	当期末残高	720,201
株主資本合計	前期末残高	18,230,144
	当期変動額	41,283
	当期末残高	18,188,861

評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高		213,502
	当期変動額 (純額)		227,437
	当期末残高		440,940
評価・換算差額等合計	前期末残高		213,502
	当期変動額		227,437
	当期末残高		440,940
純資産合計	前期末残高		18,443,647
	当期変動額		186,154
	当期末残高		18,629,801

当事業年度(自 平成19年4月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高		2,045,600
	当期末残高		2,045,600
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		2,266,400
	当期末残高		2,266,400
その他資本剰余金	前期末残高		-
	当期変動額 合併による増加		2,450,074
	当期末残高		2,450,074
資本剰余金合計	前期末残高		2,266,400
	当期変動額		2,450,074
	当期末残高		4,716,474
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		128,584
	当期末残高		128,584
その他利益剰余金			
配当準備積立金	前期末残高		104,600
	当期末残高		104,600
退職慰労積立金	前期末残高		100,000
	当期末残高		100,000
別途積立金	前期末残高		9,800,000
	当期末残高		9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高		4,463,878
	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益		507,049 1,720,894
	当期末残高		5,677,723
利益剰余金合計	前期末残高		14,597,062
	当期変動額		1,213,845
	当期末残高		15,810,907
自己株式	前期末残高		720,201
	当期変動額 自己株式の処分		720,201
	当期末残高		-
株主資本合計	前期末残高		18,188,861
	当期変動額		4,384,121
	当期末残高		22,572,982

評価・換算差額等			
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	前期末残高	440,940
		当期変動額 (純額)	446,639
		当期末残高	5,698
	評価・換算差額等合計	前期末残高	440,940
		当期変動額	446,639
		当期末残高	5,698
純資産合計	前期末残高	18,629,801	
	当期変動額	3,937,482	
	当期末残高	22,567,284	

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 其他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産...定率法 (2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産...同左 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 (2) 無形固定資産 同左

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
4 引当金の計上基準	4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6 リース取引の処理方法 同左
7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	8 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,629,801千円であります。	—————

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

（損益計算書） 「有価証券償還益」は前事業年度まで、営業外収益の「雑収入」に含めて記載しておりましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還益」の金額は2,881千円であります。 また、「有価証券償還損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還損」の金額は1,000千円であります。	（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。
---	---

追加情報

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
（富士投信投資顧問株式会社との合併について） 当社は、平成19年3月15日に合併契約書を締結し、平成19年7月1日付けで富士投信投資顧問株式会社と合併することとなりました。 1．合併の目的 資産運用業務においては、投信を中心に今後の市場拡大が見込まれる一方、競争はさらに厳しくなることが予想されております。こうした環境を踏まえ、近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、両社間で合併に至ったものであります。 2．合併する相手会社の名称 富士投信投資顧問株式会社 3．合併の方法、合併後の会社の名称 本件合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社（以下、「新会社」という。）の商号は、みずほ投信投資顧問株式会社（英文名：Mizuho Asset Management Co., Ltd.）とします。 4．合併比率等 合併比率 富士投信投資顧問株式会社株式1株につき、当社株式13.5株の割合（以下「合併比率」）をもって割当交付いたします。 合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本件合併に際して普通株式212,870株を発行します。 資本金、資本準備金その他 本合併により増加する当社の資本金、準備金及び剰余金の額は次のとおりです。 ア．資本金の額 0円 イ．資本準備金の額 0円 ウ．資本剰余金の額 会社計算規則第58 条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額 エ．利益準備金の額 0円 オ．利益剰余金の額 0円 5．富士投信投資顧問株式会社の概要 事業内容 ・投資信託における委託会社の業務 ・内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務 ・その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務 営業成績及び財産の状況	
区分	平成18年3月期
営業収益	5,542百万円

当期純利益	476百万円
資産の額	4,260百万円
負債の額	1,276百万円
純資産の額	2,983百万円
6. 合併効力発生日 平成19年7月1日	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 165,946千円 器具備品 184,344千円 ソフトウェア 1,108千円 その他無形固定資産 164千円	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 器具備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円
2 担保に提供している資産 投資有価証券24,800千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
1 役員報酬の範囲額 取締役 月額 25,000千円 監査役 月額 6,000千円	_____																				
2 減損損失 (経緯) 平成19年2月20日開催の取締役会において、富士投信投資顧問株式会社との合併効力発生日である平成19年7月1日付けでの本社社屋の移転を決議したため、現在の本社社屋（東京都千代田区）の建物附属設備等のうち当事業年度末日現在で廃止が決定している資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>115,092</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,450</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>24,465</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>147,008</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の使用価値により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	115,092	器具備品	7,450	リース資産	24,465	合計	147,008	2 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910
種類	金額（千円）																				
建物	115,092																				
器具備品	7,450																				
リース資産	24,465																				
合計	147,008																				
種類	金額（千円）																				
建物	67,501																				
器具備品	12,958																				
売却経費	450																				
合計	80,910																				

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末

普通株式（株）	839,200	-	-	839,200
---------	---------	---	---	---------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	770	25,850	-	26,620

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

平成18年6月16日開催の第43回定時株主総会決議に基づく取得による増加 25,850株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年6月16日の第43回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 353,817,460円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 422円 |
| 3) 基準日 | 平成18年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成18年6月16日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 624円 |
| 4) 基準日 | 平成19年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成19年6月18日 |

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 624円 |
| 3) 基準日 | 平成19年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成19年6月18日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 859,541,190円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 817円 |
| 4) 基準日 | 平成20年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成20年6月18日 |

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	器具備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	39,584	5,579	45,164
減価償却累計額 相当額	6,645	1,859	8,504
減損損失累計額 相当額	24,465	-	24,465
期末残高相当額	8,474	3,719	12,193
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額		
1 年以内	8,764千円		
1 年超	28,390千円		
合計	37,155千円		
リース資産減損勘定期末残高	24,465千円		
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額		
支払リース料	9,925千円		
減価償却費相当額	8,949千円		
支払利息相当額	1,220千円		
減損損失	24,465千円		
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法		
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法		
...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左		
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法		
...リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左		

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度(平成19年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成19年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成19年 3 月31日)			当事業年度 (平成20年 3 月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
株式	78,015	185,350	107,334	14,345	19,169	4,824
債券	—	—	—	3,499,629	3,499,744	115
証券投資信託	3,075,238	3,739,606	664,367	999,300	1,059,940	60,639
小計	3,153,254	3,924,956	771,702	4,513,275	4,578,854	65,579
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
株式	—	—	—	63,670	52,065	11,605
債券	25,121	24,800	321	7,018,427	7,018,072	354
証券投資信託	1,200,998	1,173,067	27,930	1,045,581	982,354	63,226
小計	1,226,119	1,197,867	28,251	8,127,679	8,052,492	75,186
合計	4,379,374	5,122,824	743,450	12,640,954	12,631,346	9,607

4 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
売却額（千円）	141,070	113,315
売却益の合計額（千円）	59,929	—
売却損の合計額（千円）	1,500	—

前事業年度(自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	3,246,525千円
解約・償還益	51,169千円
解約・償還損	7,065千円

当事業年度(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

5 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成19年 3 月31日)	当事業年度 (平成20年 3 月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	512,467	511,079
国内 C D	—	1,500,000

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	—	24,800	—	—
証券投資信託	492,700	—	—	—
合計	492,700	24,800	—	—

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
証券投資信託	—	—	—	—
国内C D	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び商品先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引及び商品先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに総務部が管理を行い、売買管理部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成19年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	361,775千円
年金資産		309,860千円
退職給付引当金		51,914千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	74,891千円
------	------	----------

退職給付費用 74,891千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,606千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

割引率	2.5%
予定計算利率	0.75%及び1.00%
過去勤務債務の償却方法	定額償却
過去勤務債務の償却割合	35/100

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 (注1)	510,895千円
年金資産	432,086千円
退職給付引当金	78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用 (注1)	108,459千円
退職給付費用	108,459千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

割引率	2.5%及び4.5%
予定計算利率	0.75%及び1.00%
過去勤務債務の償却方法	定額償却
過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
有価証券償却超過額 11,681千円	有価証券償却超過額 11,432千円
ソフトウェア償却超過額 19,433千円	ソフトウェア償却超過額 33,791千円
賞与引当金損金算入限度超過額 65,917千円	賞与引当金損金算入限度超過額 134,277千円
退任役員退職年金未払金 21,528千円	退任役員退職年金未払金 12,285千円
ゴルフ会員権償却超過額 39,967千円	ゴルフ会員権償却超過額 62,754千円

未払事業税	49,414千円	未払事業税	58,774千円
退職給付引当金	21,123千円	退職給付引当金	32,067千円
減損損失	59,817千円	減損損失	9,195千円
その他	43,286千円	その他	56,600千円
小計	332,171千円	小計	411,178千円
評価性引当額	52,354千円	評価性引当額	76,252千円
評価差額金	302,510千円	評価差額金	3,909千円
繰延税金資産の純額	22,693千円	繰延税金資産の純額	338,834千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
（調整）			
評価性引当額	1.86%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.23%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.75%		
住民税均等割等	0.31%		
その他	0.03%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.59%		

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業 第一勲業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月

1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

（関連当事者との取引）

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,035,640	未払手数料	142,195
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,565,874	未払手数料	232,631
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	5,264,861	未収委託者報酬	1,093,892
親会社の子会社	富士投信投資顧問株式会社	東京都中央区	2,050 百万円	投資信託委託業務・投資顧問業務	なし	なし	なし	敷金の預り	288,472	預り金	288,472

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965 百万円	子会社の経営管理	被所有 直接 98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 22,926.72円	1株当たり純資産額 21,450.36円
1株当たり当期純利益 1,237.51円	1株当たり当期純利益 1,733.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 1,015,654千円	損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円
普通株式に係る当期純利益 1,015,654千円	普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 820,724株	普通株式の期中平均株式数 992,524株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金及び預金		8,616,179
2 有価証券		6,295,790
3 未収委託者報酬		2,335,500
4 未収運用受託報酬		1,085,047
5 繰延税金資産		203,273
6 その他		272,161
7 貸倒引当金		1,710
流動資産合計		18,806,242
固定資産		
1 有形固定資産	1	
(1) 建物(純額)		281,078
(2) 器具備品(純額)		184,642
(3) リース資産(純額)		23,202
有形固定資産合計		488,924
2 無形固定資産		27,930
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	2	5,931,579

(2) 長期差入保証金		578,167
(3) 繰延税金資産		143,810
(4) その他		27,900
投資その他の資産合計		6,681,457
固定資産合計		7,198,311
資産合計		26,004,554

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 リース債務		11,278
2 未払金		1,080,108
3 未払費用		1,531,928
4 未払法人税等		415,949
5 未払消費税等		57,343
6 賞与引当金		347,000
7 その他		98,610
流動負債合計		3,542,218
固定負債		
1 リース債務		26,644
2 長期未払金		10,215
3 退職給付引当金		41,631
4 役員退職慰労引当金		77,454
固定負債合計		155,945
負債合計		3,698,164

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		2,045,600
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		2,266,400
(2) その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金		128,584
(2) その他利益剰余金		
配当準備積立金		104,600
退職慰労積立金		100,000
別途積立金		9,800,000

繰越利益剰余金		5,474,438
利益剰余金合計		15,607,623
株主資本合計		22,369,698
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		63,308
評価・換算差額等合計		63,308
純資産合計		22,306,390
負債純資産合計		26,004,554

(5) 中間損益計算書

		第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業収益		
1 委託者報酬		9,608,730
2 運用受託報酬		1,275,628
営業収益計		10,884,358
営業費用及び一般管理費		9,623,555
営業利益	1	1,260,802
営業外収益		
1 受取配当金		16,344
2 有価証券利息		33,882
3 受取利息		3,878
4 有価証券解約益		1,280
5 時効到来償還金等		13,003
6 その他		4,647
営業外収益計		73,037
営業外費用		
1 有価証券解約損		6,915
2 時効到来償還金等払戻損		19,334
3 その他		3,497
営業外費用計		29,747
経常利益		1,304,093
特別利益		
1 投資有価証券売却益		3,436
特別利益計		3,436
特別損失		
1 システム統合費用		199,991
2 リース会計基準適用に伴う影響額		14,726
3 保養所処分損		3,353
特別損失計		218,071
税引前中間純利益		1,089,458
法人税、住民税及び事業税		401,928
法人税等調整額		31,274
中間純利益		656,256

(6) 中間株主資本等変動計算書

第46期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	平成20年3月31日残高	2,045,600
	平成20年9月30日残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	平成20年3月31日残高	2,266,400
	平成20年9月30日残高	2,266,400
その他資本剰余金	平成20年3月31日残高	2,450,074
	平成20年9月30日残高	2,450,074
資本剰余金合計	平成20年3月31日残高	4,716,474
	平成20年9月30日残高	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	平成20年3月31日残高	128,584
	平成20年9月30日残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	平成20年3月31日残高	104,600
	平成20年9月30日残高	104,600
退職慰労積立金	平成20年3月31日残高	100,000
	平成20年9月30日残高	100,000
別途積立金	平成20年3月31日残高	9,800,000
	平成20年9月30日残高	9,800,000
繰越利益剰余金	平成20年3月31日残高	5,677,723
	中間会計期間中の変動額 剰余金の配当 中間純利益	859,541 656,256
	平成20年9月30日残高	5,474,438
利益剰余金合計	平成20年3月31日残高	15,810,907
	中間会計期間中の変動額	203,284
	平成20年9月30日残高	15,607,623
株主資本合計	平成20年3月31日残高	22,572,982
	中間会計期間中の変動額	203,284
	平成20年9月30日残高	22,369,698

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	平成20年3月31日残高	5,698
	中間会計期間中の変動額（純額）	57,609
	平成20年9月30日残高	63,308
評価・換算差額等合計	平成20年3月31日残高	5,698
	中間会計期間中の変動額	57,609
	平成20年9月30日残高	63,308
純資産合計	平成20年3月31日残高	22,567,284
	中間会計期間中の変動額	260,894
	平成20年9月30日残高	22,306,390

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は23,202千円、流動負債は11,278千円、固定負債は26,644千円増加し、営業利益は793千円、経常利益は5千円増加し、税引前中間純利益が14,720千円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	370,462千円
2 担保に提供している資産	投資有価証券24,995千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

（中間損益計算書関係）

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 56,595千円 無形固定資産 6,134千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第46期中間会計期間（自 平成20年4月 1 日至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
合計	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月17日定 時株主総会	普通株式	859,541千円	817円	平成20年3月31日	平成20年6月18日

（リース取引関係）

第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) その他有価証券			
株式	78,015	59,703	18,312
債券	4,320,955	4,320,785	170
証券投資信託	5,441,646	5,353,388	88,258
計	9,840,617	9,733,876	106,740

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	493,493
国内C D	2,000,000
計	2,493,493

(デリバティブ取引関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	
1 株当たり純資産額	21,202.38円
1 株当たり中間純利益	623.77円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり中間純利益

中間損益計算書上の中間純利益	656,256千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	656,256千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年 1 月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年 1 月31日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

(2) 販売会社	株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	日興コーディアル証券株式会社	100,000	
	楽天証券株式会社	7,445	
	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社池田銀行	64,365	
	株式会社京都銀行	36,950	
	株式会社千葉興業銀行	57,941	
	株式会社北越銀行	24,488	
	株式会社北海道銀行	93,524	

(注) 資本金の額：平成20年9月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成21年2月5日現在、該当事項はありません。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成20年5月16日 臨時報告書

平成20年8月7日 有価証券報告書（第8特定期間）、有価証券届出書の訂正届出書

平成20年8月15日 臨時報告書

平成20年9月22日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員	公認会計士	鈴木 敏夫 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	奥村 始史 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM J - REITアクティブオープン毎月決算コースの平成20年5月8日から平成20年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM J - REITアクティブオープン毎月決算コースの平成20年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員	公認会計士	鈴木 敏夫 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	奥村 始史 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コースの平成19年11月6日から平成20年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コースの平成20年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月15日

第一勧業アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。